

# 京浜港東京区における工事・作業許可申請書作成の手引き

東京海上保安部 航行安全課

## I 工事・作業許可申請書の提出について(港則法第 31 条第1項関連)

- 1 京浜港東京区において工事又は作業をしようとするときは、京浜港長あて許可申請が必要となります。
- 2 工事・作業許可申請については、工事・作業(準備作業などの付帯行為も含む)が船舶交通に与える影響を審査するほか、講じられる安全対策等について審査します。  
※行政手続法に基づく工事・作業許可申請の標準処理期間(審査期間)は、1ヶ月以内となっております。  
※処理期間が1ヶ月に満たない申請については、着手予定日までに審査が終了しない場合があります。  
※概ね1ヶ月前までに申請書類が整わない場合は、事前にご相談下さい。
- 3 申請に当たっては、本手引きの『II 申請書類及び綴り順』に沿って作成いただくとともに、作成前に『III 申請作成要領』をご確認下さい。
- 4 審査に必要な事項が足りない等、提出された申請書に不備があった場合には、当日の受付ができない場合があります。  
※契約書や他法令に基づく許可書等の写しは、整い次第、追加提出で構いません。
- 5 申請の受付時間は、平日の 09:30～12:00 及び 13:00～17:00 となっております。  
※予約の必要はありません。
- 6 申請は、工事又は作業着手予定日の 1ヶ月前までに東京海上保安部航行安全課の窓口(書面)又は電子メール(PDF)で行って下さい。  
※電子メールでの申請の際は、必ず事前にご連絡ください、差出人不明で受付ができない場合があります。
- 7 申請書は、提出用の本書1部を提出して下さい。  
許可後、こちらで申請書の写しをとり、許可印、許可番号を付して交付します。  
※交付は、窓口のみで行っており、メールでの交付はしていません。
- 8 本手引きの内容、その他工事・作業許可申請の手続き等についてご不明な点があれば、東京海上保安部航行安全課までご連絡下さい。

### 【申請窓口及び問合せ先】

東京海上保安部 航行安全課 第二海務係

東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階

電話 03-5564-2023 FAX 03-3599-0922

## II 申請書類及び綴り順

- 1 工事・作業許可申請書(第9号様式)
- 2 請負契約書・注文書・指示書等契約関係書類の写し
- 3 他官庁の許可・届出書等の写し
- 4 施工計画書(内容は以下の(1)から(6)のとおり)
  - (1) 目的
  - (2) 期間
  - (3) 位置図
  - (4) 工程表
  - (5) 施工フロー図
  - (6) 施工内容
- 5 安全管理体制表
- 6 安全対策
- 7 周知先一覧表
- 8 緊急時の連絡体制
- 9 警戒船管理運用要領(警戒船を配置する場合)
- 10 資料(内容は以下のとおり)
  - (1) 使用船舶一覧表(船舶の使用がある場合)
  - (2) 磁気探査結果(浚渫・杭打ち・地盤改良等を行う場合)
  - (3) 水底土砂計量証明(水底土砂の投入を行う場合)
  - (4) その他(上記のほか、審査に必要な資料がある場合には添付を求める場合があります。)

### Ⅲ 申請作成要領

#### 1 工事・作業許可申請書(第9号様式)

- (1) 日付:提出の日付を記載
- (2) 宛名:京浜港長
- (3) 申請者:元請者(契約書上の請負者)
- (4) 目的及び種類:具体的工事内容(目的・種類)を記載

例 東京西航路の水深維持のための浚渫工事(測量、磁気探査、グラブ浚渫) (令和〇〇年度 航路維持浚渫工事)
----------------------------------------------------------

#### (5) 期間及び時間

##### ① 期間:

- ・工事、作業全体の期間ではなく、申請しようとする海上工事・作業のみの期間を記載
- ・実施日と予備日を分けて記載
- ・工期が長期に及ぶものは、概ね3ヶ月毎、定例的な採水等については6ヶ月毎に記載

##### ② 時間:

- ・具体的な時間を記載し、開始が日出より早い場合及び終了が日没を過ぎる場合は「夜間作業あり」と追記

記載例 1	期間	令和〇〇年10月1日～11月1日 (予備日:令和〇〇年10月16日～11月1日) 時間 08:00～15:00
記載例 2	期間	令和〇〇年10月1日～11月1日 (予備日:令和〇〇年10月16日～11月1日) 時間 08:00～20:00(夜間作業あり)

#### (6) 区域又は場所:

- ①施工場所若しくはその付近の一般的な呼称名称を記載し、「施工計画書のとおり」と併せて記載

②施工場所が複数ある場合は「代表地点、ほか」と記載

記載例 1	豊洲大橋(施工計画書のとおり)
記載例 2	海老取運河、ほか(施工計画書のとおり)

(7) 方法:

- ①施工の概略を記載し、「施工計画書のとおり」と併せて記載
- ②施工が複数ある場合は、「代表的な施工の概略、ほか」と記載

記載例 1	クレーン台船を使用しての捨石撤去(施工計画書のとおり)
記載例 2	バックホウ台船による床掘り、ほか(施工計画書のとおり)

(8) その他:長大物件の曳航、航泊禁止区域の入域を伴う場合にその旨を記載

## 2 請負契約書・注文書・指示書等契約関係書類の写し

以下の書類を添付

- (1) 発注者と受注者の名称が分かるもの
- (2) 契約等の内容(件名)が分かるもの
- (3) 契約等の期間が分かるもの

## 3 他官庁の許可・届出書等の写し

以下の書類を添付

- (1) 港湾管理者、河川管理者に対する水域の使用許可(届出)書又は工事作業許可(届出)書
- (2) 海上工作物設置届(※ボーリング櫓等の工作物を設置する場合)

## 4 施工計画書(施工計画書作成例を参照)

- (1) 位置図(※可能な限り海図を使用)
  - ① 全体図(施工場所の京浜港東京区における位置が分かるもの)
  - ② 拡大図(施工場所と周囲の環境が分かるもの)
- (2) 工程表
  - ① 全体工程を作成
  - ② 今回申請する期間を表示

- ③ 各工種の申請期間(日付)を記入
  - ④ 各工種の申請期間は実働作業日と予備日を分けて記載
  - ⑤ 必要があれば、各工種分類分け(大・中・小分類)
- (3) 施工フロー
- ① 工程表の流れに沿ったものを作成
  - ② 工種の名称は工程表と統一
- (4) 施工内容
- ① フローの順番で作成
  - ② 工種の名称はフローと統一
  - ③ 一つの項目の基本構成は「説明文」→「断面図」→「平面図」
    - ※説明文:「いつ、どこで、誰が、何を、どうやって、どうなる」を基本として記載
    - ※断面図:説明文の内容がわかるように作成
    - ※平面図:施工中の現場の配置(工事区域及び周辺海域の状況、可航幅、アンカーの範囲、灯火・標識の位置)がわかるように作成
  - ④ 専門用語を避けて、簡潔な内容で記載
  - ⑤ 土砂運搬等、定常的な船舶の運航がある場合は、タイムサイクル表を作成して、一日あたりの運航隻数、運搬土量等を記載
  - ⑥ 曳航作業を伴う場合は、曳航全長を記入した曳航姿図及び経路図を作成
  - ⑦ 現場での夜間停泊を伴う場合は夜間停泊平面図を作成

## 5 安全管理体制表

発注者、統括責任者(申請者)、現場責任者、安全管理者など、組織体制が分かる表を作成(フロー形式)

## 6 安全対策

申請する工事・作業にかかる安全対策を策定し、作成(安全対策記載例を参照)

## 7 関係者への周知状況

- (1) 周知先一覧表を作成
- (2) ポスター等を作製している場合は添付

## 8 緊急時の連絡体制

現場における緊急時の連絡系統図を作成(緊急時の連絡体制記載例を参照)

## 9 警戒船管理運用要領

警戒船を配備する場合には作成(警戒船管理運用要領記載例を参照)

※受講証明書の写しは不要です

## 10 資料

(1) 船舶を使用する場合は使用船舶一覧表を作成(使用船舶一覧表記載例を参照)

※船舶検査証書等の写しは不要です

(2) ブイ、標識、灯火等を設置する場合は、その要目(標体の色、灯色、灯質、光達距離等)が分かる資料

(3) 浚渫、杭の打込み等海底に衝撃を与える作業がある場合は磁気探査結果を添付

(4) 水底土砂の投入等がある場合は水底土砂計量証明を添付

## IV 付録(許可後の手続)

### 1 着手届及び完了届(その他様式を参照)

(1) 着手・完了届

許可後、工事・作業に着手若しくは完了した場合には、速やかに着手届若しくは完了届を提出して下さい。

### 2 内容変更手続(その他様式を参照)

(1) 工事・作業に変更が生じる場合(工期の延長、工種の追加等)には事前に内容変更許可申請の手続きをして下さい。

(2) 変更の内容が軽微な場合(使用船舶及び人員の変更等)は、事前に内容変更届を提出して下さい。

## V その他

令和3年1月1日より、申請書の様式が変更され、押印が不要となっております。